

企業の受注機会拡大に向けた取り組み ～ WTO対象工事における参加資格要件の緩和 ～

九州地方整備局 港湾空港部

平成30年1月

企業の受注機会拡大に向けた取り組み

～ W T O対象工事における参加資格要件の緩和 ～

◆特定JVの代表者以外の構成員の配置予定技術者の参加資格要件を緩和し、企業の参加機会の拡大を図る。

なお、適用は平成30年2月1日以降に公告する工事とする。

【現行】 ○特定JVの代表者以外の構成員の技術者における施工経験の要件を設定。

特定JVの代表者及び構成員の技術者における施工経験の要件 設定例

[ポンプ浚渫工事の場合]

- ・代表者：航路又は泊地におけるポンプ浚渫船を使用した10,000m³以上の浚渫工事
- ・構成員：浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事



【緩和】 ○特定JVの代表者以外の構成員の技術者における施工経験の要件を設定しない。

特定JVの代表者及び構成員の技術者における施工経験の要件 設定例

[ポンプ浚渫工事の場合]

- ・代表者：航路又は泊地におけるポンプ浚渫船を使用した10,000m³以上の浚渫工事
- ・構成員：設定しない(技術者の申請は不要)

※特定JVとは特定建設工事共同企業体の略称